静岡県告示第700号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和6年11月8日

静岡県知事鈴木康友

1 区域の名称

堀之内屋敷ウラNo. 2 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡	市	区	町	大	字	字	地	番
							次に掲げる地番の土地に存す	
						る標柱13号から14号までを順次		
							結んだ線、平成3	0年静岡県告示
							第435号で指定し	た標柱2号と
							13号を結んだ線、	同告示で指定
			した標柱5号と		4号を結んだ線			
							及び同告示で指定	定した標柱2号
							から5号までを	順次結んだ線に
							囲まれた区域	
藤村	支市			堀之	2内	東国寺山	216-1	13号
							216-1	14号